

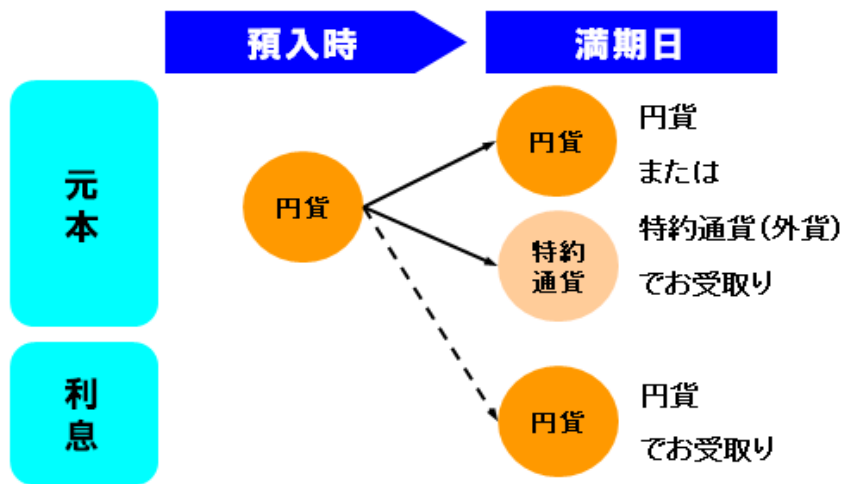
元本通貨変動型円仕組預金 <愛称:コイントス>

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

- この預金は、当社が特約の実行を決定した場合には、円貨でお預け入れ頂いた元本を、お預け入れ時にあらかじめ定められた為替レート(特約レート)にて特約通貨に交換し、満期日に払戻する仕組預金です。なお、特約の実行に関わらず利息は円貨にて支払われます。
- お客さまは、この預金の元本の払戻通貨を円貨または特約通貨に決定する権利を当社に付与することになります。(お客さまに、この預金の元本の払戻通貨を決定する権利はございません。)
- この預金は預金保険制度の対象です。当社にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金と合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預入れ時における円定期預金(この預金と同一の期間および金額)の金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
また、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。



この預金の注意点

- この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。
- この預金は、原則として中途解約はできません。ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。
- この預金のお取引は融資等の他の取引とは独立した取引であり、本取引の申込みの有無が本取引以外の融資等の取引に関する当社の判断に影響を与えることはありません。
- 必ず、満期日まで使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。

手数料について

● この預金へのお預け入れ・お引き出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料はございません。ただし、募集期間終了日の翌日から満期日の前日までにこの預金を解約される場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う調整金についての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。

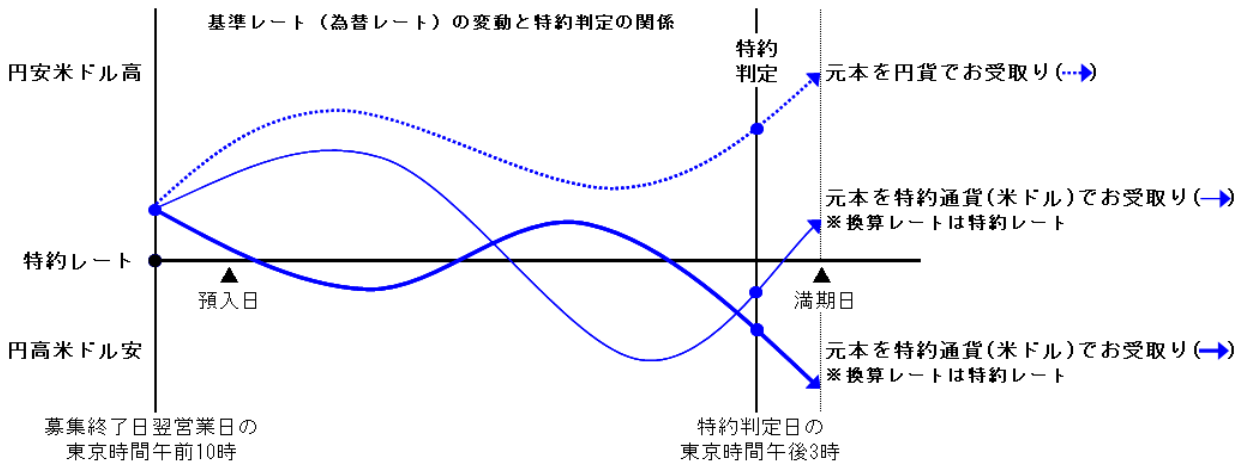
また、特約通貨(外貨)にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には当社所定の為替コストが含まれます。売却レートは当社Webサイトにてご確認ください。

為替相場の変動による元本割れ可能性および円安メリット放棄について

● 本預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

● 満期時において、この預金の元本が預入通貨(円貨)にて払い戻される場合には、実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット(為替差益)を享受することはできません。

特約通貨が米ドルの場合



特約判定方法について

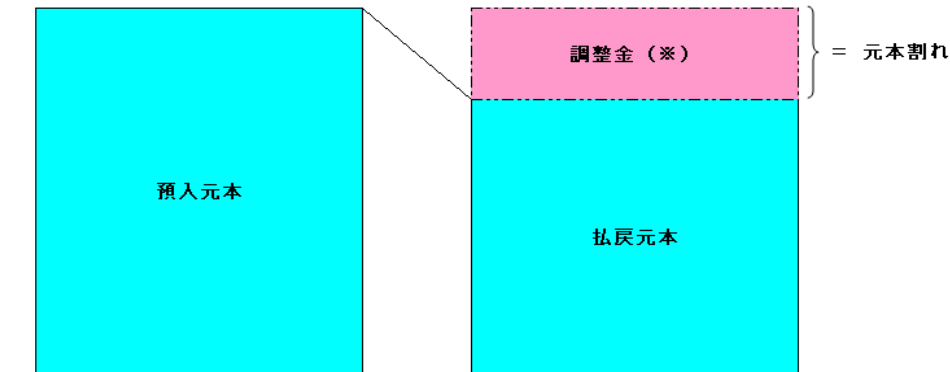
● 特約判定日(原則として満期日の2営業日前)において、特約判定日の基準レート(東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート)が特約レートよりも円高である場合、満期時にお客さまに払い戻される元本の通貨は特約通貨(外貨)となります。一方、特約判定日の基準レートが特約レートと同値かあるいは円安である場合、満期時にお客さまに払い戻される元本の通貨は預入通貨(円貨)となります。

● 特約レートは、募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レートとなります。

中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてはお受取りいただけません。
- 当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。この場合、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。
- お客さまの中途解約依頼に対し、当社がやむを得ないものと認めそれに応じる場合、当社は中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達しなければなりません。この預金を中途解約される場合、中途解約日から最終的な満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達するか、または調達したと仮定した場合に必要な調整金(中途解約時の市場金利およびその変動率などをもとに当社所定の計算式により算出される費用)について、お客さまにご負担いただくことになります。
- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく調整金は、
 - ① 中途解約時の通貨オプションの価値
 - ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差
 - ③ 新預金の調達に伴う費用(事務手数料含む)
 により構成されますが、特に①と②が大きな割合をしめることになり、それらは満期日までの期間や中途解約時の市場実勢に依存します。一般的に、預入通貨(円貨)と特約通貨(外貨)との間の為替レートが円高になればなるほど、また為替の変動性が高くなればなるほど①を要因として生じる費用が高くなり、また、中途解約時における残存期間に対応する市場金利が適用金利よりも高い場合②を要因として生じる費用が高くなります。

調整金イメージ図



※ 調整金の内訳	① 中途解約時の通貨オプションの価値
	② 適用金利と市場金利との差
	③ 新預金の調達に伴う費用(事務手数料含む)

このイメージ図は、調整金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現するものではありません。

- 銀行取引規定第19条第3項に該当して解約する場合も、中途解約の取扱いとなります。

想定損失額等について

- 観測期間を2006年10月1日から2016年9月30日までの間とし、当社が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。

また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額」とは異なる場合があります。

● 中途解約時

以下の例では預入期間を1ヵ月とし、中途解約された場合の想定損失額等の水準について、ご案内いたします。

- 預入直後に中途解約され、かつ、市場の変動が無かった場合

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の1%程度(元本が100万円の場合、1万円程度)の調整金をお客さまにご負担いただくことが見込まれます。

- 大幅な市場の変動があった場合

《前提条件》

元本は100万円。

為替レートは預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分の高水準(円高)となったものと仮定。

為替の変動性は預入時の為替水準が観測期間中の最小値であったと仮定し、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

特約通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
最大下落率	14%程度	28%程度	41%程度	34%程度	42%程度
想定損失額	14万円程度	28万円程度	41万円程度	34万円程度	42万円程度

● 満期時

満期時受取通貨が外貨となった場合には、「特約レート」で当初預け入れ元本が外貨に交換されることとなります。従って、「特約レート」により交換された外貨を円貨に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失となります。

各外貨の円に対する観測期間中の最大下落率及び元本が100万円の場合の想定損失額は、次の通りです。

特約通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
最大下落率	11%程度	24%程度	35%程度	29%程度	36%程度
想定損失額	11万円程度	24万円程度	35万円程度	29万円程度	36万円程度

商品概要説明書:元本通貨変動型円仕組預金


2020年5月18日現在

商品名(愛称)	元本通貨変動型円仕組預金「コイントス」 * 募集型の商品です
ご利用いただける方	当社に口座を開きいただいている個人、法人のお客さまのうち、以下の基準を満たすお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に居住し、お申込時に20歳以上かつ80歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内に本店もしくは支店が登記されている法人であること ＊「ご利用いただける方」でも、元本割れのリスクを許容しない投資方針の資金や、借入金・支払の確定している資金からの投資はできませんのでご注意ください。
募集期間(※)	募集の都度、一定期間の募集期間を設定し、募集期間中に申込みを受付けます。申込受付後、募集期間終了日までの間は申込みの取消しを行うことができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時から預入日までの間、お申込金額について、代表口座円普通預金からの出金を制限します。代表口座円普通預金の残高が預入金額に満たない場合はお申込みいただけません。(出金可能額が残高より少ない場合は、出金可能額までしかお申込みいただけません。また、当座貸越による申込みは受け付けできません。) ・ 詳細は募集要項をご確認ください。
預入期間(※)	自動継続のお取り扱いはありません。詳細は募集要項をご確認ください。
預入日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
満期日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
預入方法	代表口座円普通預金からの振替による預入れとなります。 目的別口座ではお取扱できません。
預入単位(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
特約の内容	この商品には、満期時に、預入通貨と異なる通貨(これを「特約通貨」といいます。)で元本を払戻す当社の特約がついています。 特約を実行した場合、特約通貨で元本を払戻します。
預入通貨	円貨
特約通貨(※)	募集の都度、米ドル、ユーロ、豪ドル、NZドル、南アランドのいずれかを設定します。 詳細は募集要項をご確認ください。
基準レート	東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート。
特約レート	特約実行を判定するための基準となる預入通貨と特約通貨間の為替レート、かつ特約実行時の預入通貨から特約通貨への交換レート。 特約レートは、募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた形で決定します。
特約の判定と元本払戻方法	特約判定日の基準レートが特約レートより円高の場合、この特約は実行され、満期日に元本を特約レートで特約通貨に交換し、代表口座の該当通貨の外貨普通預金に振替えます。 特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円安の場合、この特約は消滅し、満期日に元本を円貨のまま代表口座円普通預金に振替えます。 特約判定日は、原則として満期日の2営業日前とし、募集の都度、設定します。
元本の払戻に関するご注意	特約の実行により払戻通貨が特約通貨となった場合、実勢為替レートよりもお客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で、この預金の元本が特約通貨に交換されるリスクがあります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにより円換算した金額が、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性

住信SBIネット銀行

	<p>があります。</p> <p>また、元本が預入通貨(円貨)にて払い戻される場合には、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット(為替差益)を享受することはできません。</p>
適用金利(※)	<p>為替相場・市場金利の動向に応じて、募集の都度、設定します。</p> <p>お預入れ日から適用され、預け入れ時の金利は満期日前日まで付利されます。</p> <p>詳細は募集要項をご確認ください。</p>
利息の計算方法	<p>1円を付利単位とし、預入日から満期日の前日までの実日数および預入時の約定利率によって、1年を365日として日割り計算します。</p>
利息の受取方法	<p>満期日に代表口座円普通預金に一括して振替えます。</p>
手数料	<p>手数料はかかりません</p>
外国為替取引において負担する為替コスト	<p>特約通貨(外貨)にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には当社所定の為替コストが含まれます。売却レートは当社WEBサイトにてご確認ください。</p>
中途解約	<p>原則、中途解約はできません。</p> <p>当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。この場合、市場環境等によっては、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。</p>
課税関係	<p>個人のお客さまは、利息に対して20.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税)。マル優のお取扱いはありません。</p> <p>法人のお客さまは、利息に対して15.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む))の税率により源泉徴収されます。</p>
預金保険制度	<p>この預金は預金保険制度の対象です。当社にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金と合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預入れ時における円定期預金(この預金と同一の期間および金額)の金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</p> <p>また、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。</p>
付加できる特約事項	<p>ございません。</p>
当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>ありません。</p>
その他	<p>① お預入れ時に契約締結時交付書面を交付します。</p> <p>② 通帳およびステートメントの発行はありません。残高および預入明細については当社WEBサイトにてご確認ください。</p> <p>③ 当座貸越の担保としてご利用いただけません。</p> <p>④ この預金は、市場環境等によりお取扱いを中止することがあります。当社WEBサイトにて申し込んだ後であっても、募集終了日までの市場環境等により、お取扱いを中止することがあります。</p> <p>⑤ 当社では、お客さまのお申出および当社の承諾により特定投資家のお客さまを一般投資家としてお取扱いさせていただく期間の末日ならびにお客さまのお申出および</p>

住信SBIネット銀行

	当社の承諾により一般投資家のお客さまを特定投資家としてお取り扱いさせていただく期間の末日を、毎年8月末とします。
お問合せ先	住信 SBI ネット銀行 WEB サイト、またはスマートフォンからお問合せください。 https://netbk.jp/otoiawase 

(※)印の項目は、募集の都度、設定します。